

浸水想定区域内※の地下街等の所有者又は管理者の皆様へ

水防法により

避難確保・浸水防止計画の作成・ 訓練の実施などが義務づけられています

※「浸水想定区域」とは、河川の洪水、高潮、下水道からの氾濫によって浸水が想定される区域のことです。国や県等によりそれぞれ洪水浸水想定区域、高潮浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域として指定されます。

近年、都市部の河川流域において、台風や集中豪雨等により地下街等の浸水被害が頻発しています。地下街等では、地表に比べ気象状況等の把握が困難であり、浸水時には、短時間で人命に関わる深刻な被害につながる可能性が高いなどの特性があります。

水防法では、地下街等の所有者又は管理者による「避難確保・浸水防止計画の作成」、「訓練の実施」及び「自衛水防組織の設置」が義務づけられています（ただし、建設予定・建設中の施設については、一部取扱いが異なります。）。

地下街等の所有者又は管理者は、早期に避難確保・浸水防止計画を作成し、浸水被害の軽減、回避に備えるため、訓練の実施や自衛水防組織を設置することが必要です。

地下街等での浸水の特性



地上が冠水すると一気に水が流れ込んできます



地下室では外の様子がわかりません



水圧でドアは開きません



浸水すると電灯が消えます
エレベーターは使えません

浸水の危険性

地下空間は、浸水に対して非常にリスクが高い空間です。

● 浸水速度が速い

地下街等は、地表と比較し極めて限られた空間（箱の状態）であることから、浸水が始まると短時間で浸水深が上昇する危険があります。例えば、500㎡程度の地下施設の場合、浸水開始から20分～30分で天井まで達してしまうこともあります。

● 扉が開かなくなる

30～50 cm程度の浸水圧で、外開き扉、内開き扉ともに開かなくなることがあります。

● 停電する

電気設備等が浸水した場合には停電が発生し、照明が消えるほか、エレベーターやエスカレーター等が使用不可能になります。

避難確保・浸水防止計画とは？

避難確保計画は、水防法第15条の2に基づき、浸水想定区域内の地下街等のうち、不特定多数の者が利用する施設で、横浜市防災計画で定めた地下街等の所有者又は管理者が、単独で、又は共同して作成するものです。当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な防災体制や訓練、その他の措置を定めます。

▶避難確保・浸水防止計画で定める事項

- ① 洪水時等の防災体制に関する事項
- ② 洪水時等の避難の誘導に関する事項
- ③ 洪水時等の浸水の防止のための活動に関する事項
- ④ 洪水時等の避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項
- ⑤ 洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ⑥ 自衛水防組織の業務に関する事項
- ⑦ その他、洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な措置に関する事項

避難確保・浸水防止計画の作成は横浜市防災計画「風水害等対策編」で定める次の施設が対象です。

① 消防法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない特定防火対象物のうち次のもの

特定防火対象物で、その地階に右記の施設を有するもの（関係者のみが利用するものを除く。）	消防法施行令別表第1の項目	
	(1)	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場 など
(2)	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、遊技場、ダンスホール など	
(3)	待合、料理店、飲食店 など	
(4)	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗又は展示場	
(5)イ	旅館、ホテル、宿泊所 など	
(6)	病院又は診療所、幼稚園、特別支援学校 など	
(9)イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場 など	
(13)イ	自動車車庫又は駐車場	
(十六の二)	地下街	

② 地階に駅舎を有するもの（市営地下鉄の一部の駅など）

③ 横浜市火災予防条例第69条第1項第3号の規定により防火管理者を定めなければならない、50台以上の車両を収容する屋内駐車場で、地階に駐車場を有するもの（大規模な駐車場など）

④ 大規模地下道、地下コンコースなど

⑤ その他、市長が必要と認めるもの（建築物の地階が、地下街、地階の駅舎又は大規模地下道などに接続している施設）

⑥ 前記①から⑤に掲げるものとして地下に建設が予定されているもの及び地下に建設中のもの

「避難確保・浸水防止計画」を作成

避難確保・浸水防止計画は、横浜市防災計画に名称及び所在地が定められた施設の所有者又は管理者が作成します。「横浜市地下街等の避難確保・浸水防止計画作成マニュアル」等を参考に作成します。マニュアルは、危機管理室ホームページでご覧いただけます。

URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/somu/org/kikikanri/yokohama-shinsui/chika-manual/>

「避難確保・浸水防止計画」を報告・公表

避難確保・浸水防止計画を作成したときは、指定様式を活用し、施設が所在する消防署へ報告してください。また、当該計画を変更したときも同様です。作成した避難確保・浸水防止計画はインターネットや冊子等で従業員や利用者に公表してください。

「避難確保・浸水防止計画」に基づく訓練の実施

避難確保・浸水防止計画に基づき訓練を実施しなければなりません。

地下街等の所有者又は管理者は、避難確保・浸水防止計画に基づき、浸水を想定した各種訓練を行う必要があります。

情報収集や連絡手段の確認、施設の図面等を使った避難誘導などのシミュレーション型の訓練の実施、出入口等の浸水防止対策や避難誘導などの実地訓練を行きましょう。

自衛水防組織の設置

地下街等の所有者又は管理者は、洪水時等における浸水の防止及び利用者の円滑な避難を確保するため、自衛水防組織を設置しなければなりません。

また、自衛水防組織を設置又は変更したときは、これを市長に報告しなければなりません。

■自衛水防組織とは

浸水危険時に、情報の収集・連絡や施設利用者への危険情報の伝達・周知、浸水防止等の警戒活動、避難誘導等を迅速・効果的に実施するため、統括管理者を中心に必要な人員で構成する自衛水防組織を設置し、その組織体制や役割を定めておく必要があります。

また、地下街のうち、管理の権限が分かれている場合や複数の地下街等が地下で連続している場合については、地下街等を構成する関係者が共通の認識を持って浸水対策に取り組むため、既存の防火・防災管理協議会等の枠組みを利用するなどして共同して自衛水防組織を設置し、日頃からの協力体制を作りましょう。

「避難確保・浸水防止計画」の報告先

消防署	電話番号・FAX	消防署	電話番号・FAX
鶴見消防署	503-0119	金沢消防署	781-0119
神奈川消防署	316-0119	港北消防署	546-0119
西消防署	313-0119	緑消防署	932-0119
中消防署	251-0119	青葉消防署	974-0119
南消防署	253-0119	都筑消防署	945-0119
港南消防署	844-0119	戸塚消防署	881-0119
保土ヶ谷消防署	334-6696(FAX専用334-6699)	栄消防署	892-0119
旭消防署	951-0119	泉消防署	801-0119
磯子消防署	753-0119	瀬谷消防署	362-0119

水防法抜粋

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議は、第14条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 洪水予報等の伝達方法
- 二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 三 防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- 四 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - ロ （略）
 - ハ （略）

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
- 二 （略）
- 三 （略）

3 （略）

(地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第15条の2 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。

10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。